

■ 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編 15-(1) 2. に掲げる式による交付限度額（交付限度額1）

<Step0>

(単位:百万円)

基幹事業	交付金算定対象事業費		
	A	K	B
公営住宅等整備事業	0	293	
地域優良賃貸住宅整備事業		136	
公営住宅ストック総合改善事業		139	
市街地再開発事業			
優良建築物等整備事業			
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)			
都心共同住宅供給事業			
住宅市街地基盤整備事業			
住宅・建築物安全ストック形成事業			
公的賃貸住宅家賃低廉化事業			
住宅地区改良事業等		18	
災害公営住宅家賃低廉化事業			
提案事業			
都市・地域再生緊急促進事業		国費(β)	

これらの事業をKに含める場合には、補助金の場合の国費と変わらないように換算。  
これらの事業は補助金の場合の国費と変わらないように換算。

都市・地域再生緊急促進事業の補助対象等について(平成21年1月27日付け都市・地域整備局長・住宅局長通知)に基づいて、国費(補助額)

START

<Step0>  
事業別に交付金算定対象事業費A、K、B都市・地域再生緊急促進事業の国費を記入。  
⇒交付限度額1の算

$9/10 \times (A+B) + K$  と  $10/9 \times A + K$  のいずれか少ない額  $\times 1/2 + \beta$       147 百万円

交付限度額1

■ 地域住宅特別措置法施行規則第5条第1項の規定による交付限度額（交付限度額2）

<Step1>

(単位:戸)

N2	住宅の種類 i	住宅の種類 ii	構造	北海道特別地区	北海道一般地区	特別地区	大都市地区	多雪寒冷地区	奄美地区	一般地区	小計
N2	地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅	①公営住宅	超高層								0
		②住宅地区改良事業等	超高層								0
		③その他の住宅	超高層								0
N1	(1)計画期間終了の日までに耐用年限の2分の1を経過している公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層					50			50
		②住宅地区改良事業等	超高層								0
		③その他の住宅	超高層								0
	(2)必要な耐震性能が確保されていないと認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層								0
		②住宅地区改良事業等	超高層								0
		③その他の住宅	超高層								0
	(3)その他の事由により住宅としての機能が相当程度低下していると認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層						24		24
		②住宅地区改良事業等	超高層								0
		③その他の住宅	超高層								0

<Step1>  
住宅の種類別に戸数を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。  
⇒交付限度額1が交

$(N1 + N2) \times Ch \times 0.5$       1197 百万円

Step1による算出結果が交付限度額1を下回る場合は、Step2へ

<Step2>

施設の種別	規模(単位)	用地費(千円/単位)	区域内の建築物の戸数(戸)	補償費(千円/単位)	単位当たり整備費(千円/単位)	Cn
(1)道路・公園・緑地・広場 [m <sup>2</sup> ]	下記以外			0	23	0
	住宅地区改良事業等			0	23	0
				0	23	0
				0	23	0
				0	23	0
(2)下水道 [m <sup>2</sup> ]				3.6	0	
(3)-1 河川 [m] 整備費				3,700	0	
				3,700	0	
				3,700	0	
(3)-2 河川 [m <sup>2</sup> ] 用地補償費				0	0	
				0	0	
				0	0	
(4)-1 調整池 [m <sup>3</sup> ] 整備費				140	0	
				140	0	
				140	0	
(4)-2 調整池 [m <sup>2</sup> ] 用地補償費				0	0	
				0	0	
				0	0	
(5)再開発・優建 [m <sup>2</sup> ]				132	0	
(6)電線共同溝等 [m]				680	0	
(7)人工地盤 [m <sup>2</sup> ]				5,300	0	

<Step2>  
施設別に必要事項を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。  
⇒交付限度額1が交

施設整備の実施に要する費用      0 千円

大規模な構造物等に係る補正額      千円

$\{(N1 + N2) \times Ch + \sum Cn\} \times 0.5$       1197 百万円

■ 交付限度額（交付限度額1と交付限度額2のいずれか少ない額）

交付限度額（交付限度額1と交付限度額2のいずれか少ない額）      147 百万円